

あきた材非住宅建築物整備事業公募要領

制定 令和8年4月1日 林産－1003
一部改正 令和8年6月1日 林産－305

この要領は、あきた材非住宅建築物整備事業実施要領に定める事業計画書の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 公募期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで

第2 応募者

応募者は、あきた材サポーター登録実施要領により登録されたあきた材サポーターとする。

第3 応募書類

1 応募に必要な書類

- (1) 事業計画申請書（実施要領様式①）
- (2) 事業計画書（実施要領様式①別紙）

2 応募書類の提出先及び問合せ先

秋田県 農林水産部 林業木材産業課 木材利用推進チーム

住 所 〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1-1

電 話 018-860-1915

メール rinsan@pref.akita.lg.jp

3 応募書類の提出方法

郵送、直接持参、若しくはメールにより提出するものとする。

なお、郵送の場合は、封筒に「あきた材非住宅建築物整備事業応募書類在中」と朱書きすること。

第4 事業計画の採択

県は、応募書類を審査し事業計画の採択の可否を決定する。

なお、公募期間中に、複数の応募があった場合は、あきた材非住宅建築物整備事業審査要領に基づき審査を行い、審査点の高い事業計画を優先的に採択するものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。